

○茅野市消防施設整備に関する補助金交付要綱

昭和59年4月1日
告示第19号

(趣旨)

第1条 この要綱は、区長等が行う消防施設等の新設、改築、更新、修繕、解体又は購入に係る経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて、茅野市補助金等交付規則（昭和39年茅野市規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業、経費、補助率及び補助限度額)

第2条 補助金の交付対象となる事業、経費、補助率及び補助限度額は、次のとおりとする。

対象事業	対象経費	補助率	補助限度額
消防詰所	詰所の修繕に要する経費	2分の1	100万円
	建築総面積30m ² 以上50m ² 未満の解体に要する経費	2分の1	80万円
	建築総面積50m ² 以上100m ² 未満の解体に要する経費	2分の1	160万円
	建築総面積100m ² 以上の解体に要する経費	2分の1	240万円
消防車庫器具置場	車庫及び器具置場の修繕及び解体に要する経費	2分の1	30万円
消防警鐘楼（ホースタワー含む）	警鐘楼の新設及び改築に要する経費	2分の1	85万円
	警鐘楼の塗り替えに要する経費	2分の1	10万円
	警鐘楼の解体に要する経費	2分の1	85万円
消防サイレン	本機に要する経費	2分の1	10万円
管そう（ノズル付）	1本につき	2分の1	8,000円
消火栓用ホース	1本につき	2分の1	1万円
格納箱	1基につき	2分の1	1万円
防犯灯（街路灯含む）	LED蛍光灯型新設1基につき	2分の1	2万5,000円
	LED蛍光灯型器具への更新1基につき	2分の1	1万5,000円
	LED電球への更新1球につき	2分の1	1,500円
消防車両任意保険	消防車両任意保険料	2分の1	5,000円

備考

- 消防車両任意保険は、対人賠償保険無制限及び対物賠償保険1,000万円以上の自動車保険又は自動車共済とする。
- 防犯灯LED蛍光灯器具への更新及びLED電球への更新に対する補助は、同一箇所につき1回のみとする。
- 消防詰所及び消防車庫器具置場（以下「器具置場等」という。）の解体に要する経費の対象となる器具置場等は、茅野市が別に定める基準によるものとする。